

「山形県災害廃棄物処理計画」の策定について

1 計画策定の背景

- 東日大震災の経験を踏まえ、環境省は、都道府県等における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、災害廃棄物対策指針(平成26年3月)を策定。
- 政府は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を一部改正(平成27年8月施行)し、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する事項を追加。
- 「廃棄物の適正な処理に関する基本的な方針」(環境省)(平成28年1月)において、都道府県の役割として、地域防災計画等と整合を図りつつ、災害廃棄物処理計画の策定や市町村の計画策定への支援を行うことを位置付け。
- 第2次山形県循環型社会形成推進計画【中間見直し版】(平成28年3月)において、災害廃棄物処理計画を作成することを含め、災害時の廃棄物処理体制の構築等について記載。

2 計画策定の目的

- 大規模な災害が発生した場合の災害廃棄物処理について、あらかじめ必要な想定を行い、迅速で適切な災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施する。

3 計画策定の基本的考え方

- 管内の市町村が被災市町村になることを想定し、災害予防、災害応急対策、復旧・復興等に必要となる事項を計画として取りまとめるとともに、支援地方公共団体となることも想定し、必要となる事項を取りまとめる。
- 山形県地域防災計画で想定する大規模災害時の被害を想定し、整合性を確保する。
- 計画策定に当たっては、管内市町村と災害規模の想定等必要事項の調整、情報共有を行う。

4 計画策定に当たっての主な検討事項

- 組織体制、各主体の行動計画、協力支援体制、広域処理体制、処理フロー・スケジュール、発生量の推計、仮置き場の確保、仮設処理施設の必要性、運搬・分別・処分・再資源化の方針、避難所ごみの処理 等

5 スケジュール

- 平成28、29年度の2年間で策定する。
 - ・平成28年度：基礎調査(業務委託)、市町村説明、計画素案作成
 - ・平成29年度：計画案作成、市町村意見照会、成案、環境審議会へ報告、公表